

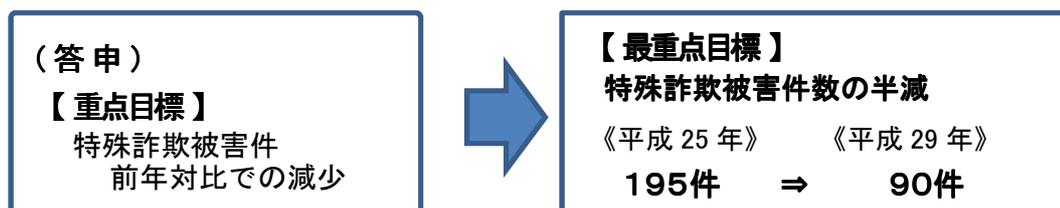
長野県消費生活審議会の答申からの主な変更点

平成 26 年 3 月 26 日、長野県消費生活審議会から長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画について答申がありました。

これを受けて県では、基本計画案の策定を進めてきましたが、特殊詐欺被害の防止や高齢者からの消費者相談の増加を踏まえ、以下のとおり答申時の重点目標を見直しました。(本文 45～47 ページ)

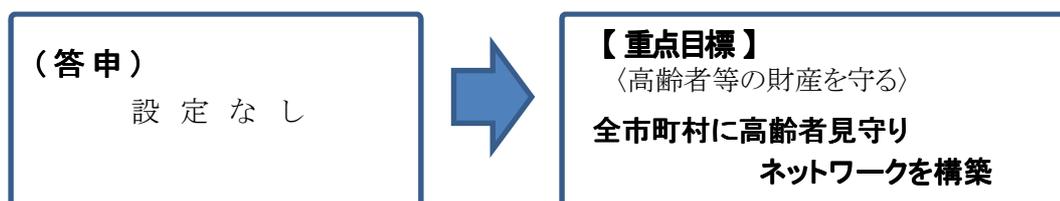
1 特殊詐欺被害件数の縮減

「重点目標」から「最重点目標」とし、達成目標を数値化しました。



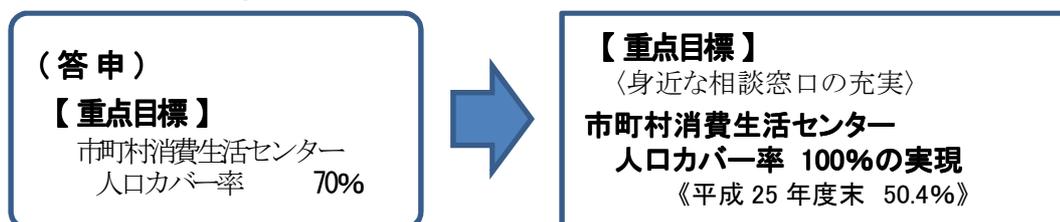
2 高齢者見守りネットワークの構築

地域全体で高齢者を見守る体制を築くため、答申時には目標設定されていなかった高齢者見守りネットワークを全市町村に構築することを目標としました。



3 市町村消費生活センターの人口カバー率

県民の身近な相談窓口の充実を図るため、市町村消費生活センターの人口カバー率を 100%としました。



4 消費生活サポーター

地域での消費者啓発活動の核となる消費生活サポーターの登録数を 300 人としました。

